

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、物価などの高騰により家計への影響が大きいと考えられる住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。【申請方法】(1)、(2)の世帯については、1月5日(金)に通知書、10日(水)に確認書を発送します。

【内容】

令和5年12月1日(金)時点で町内に住所を有する住民税均等割非課税世帯

《注意》次のいずれかに該当する世帯は対象外となります。

- ①住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯
※扶養親族等とは、地方税法上の扶養親族(16歳未満のものを含む)、青色申告専従者、事業専従者をいいます。
- ②住民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届けている人がいる世帯
- ③令和5年1月2日(月)以降に入国した人のみからなる世帯

▷支給額・1世帯あたり7万円

▷支給時期

通知書・1月26日(金)

確認書・確認書を町が受理した日から1か月程度

▷申請期限・3月29日(金)



ご自身が支給対象か不明な場合は、相談くださいリンク

【申請方法】

(1) 3万円給付金を受給した世帯で世帯員の異動がない世帯（通知書送付対象世帯）

3万円給付金を振り込んだ口座へ振込を行いますので、申請は不要です。

振込先口座を変更する場合は別途手続きが必要になるため、1月15日(月)までに社会福祉課まで申し出てください。

(2) 新たに対象になった世帯（確認書送付対象世帯）

以下の必要書類を添付し、確認書を提出してください。

▷必要書類・振込先口座通帳の写し
本人確認書類の写し

(3) 世帯の中に、令和5年6月2日以降に転入した人がいる世帯

以下の必要書類を添付し、申請書を提出してください。(申請書は社会福祉課にて交付)

▷必要書類・振込先口座通帳の写し
本人確認書類の写し
課税台帳記載事項証明書など(非課税であることがわかるもの)

▷申請受付開始日・1月15日(月)

☎社会福祉課 ☎820-5614

小型特殊自動車をお持ちの人へ

小型特殊自動車は、公道を走行する・走行しないに関わらず、軽自動車税の課税対象となります。

小型特殊自動車をお持ちの人は、原動機付自転車などと同様に、税務住民課で軽自動車税の申告を行い、ナンバープレート(標識)を取得してください。

軽自動車税の対象となる小型特殊自動車		
	要件	例
農耕用	以下の全てを満たす車両 ・乗用装置がついている ・最高速度35km/時 未満	トラクター、田植え機、コンバインなど
その他	以下の全てを満たす車両 ・最高速度15km/時 以下 ・長さ4.7m 以下、幅1.7m 以下、高さ2.8m以下	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラなど

☎税務住民課町民税グループ ☎820-5603

産前産後期間の国民健康保険税が免除されます

出産予定または出産した被保険者の保険税(所得割額および均等割額)が1月から免除されます。免除を受けるためには原則、世帯主からの届出が必要です。出産予定日の6か月前から届出が可能です。

▷免除期間

出産予定月または出産月の前月から翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から翌々月までの6か月間)※出産とは妊娠85日以上の分娩をいう。

令和5年11月1日(水)以降に出産予定または出産した被保険者の属する世帯

○必要なもの・母子健康手帳など

☎税務住民課保険年金グループ

☎820-5604

固定資産税の償却資産の申告期限は1月31日(水)まで

1月1日(月)現在で、町内に償却資産を有する法人および個人は、資産の多少に関わらず、毎年期限までに償却資産の申告が義務づけられています。

償却資産申告書を税務住民課に提出してください。

▷対象となる償却資産

土地・家屋以外の、事業のために用いる資産。構築物、機械・装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具・備品など。

ただし、自動車税、軽自動車税の対象となる車両などは申告対象となりません。

申告書は令和5年12月下旬に発送していますので、償却資産の申告書に同封されている種類別明細書と、固定資産台帳や減価償却明細書、申告漏れや錯誤がないかを今一度、確認していただき提出してください。

令和5年中に新たに事業を始められた人などで申告書が届かない場合は、気軽に問い合わせください。

☎税務住民課固定資産税グループ ☎820-5603

海田税務署から確定申告に関するお知らせ

【確定申告会場について】

本年は、申告会場の混雑緩和のため、海田税務署では2月15日(水)以前についても、申告相談を受け付けます。



会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配布します。(枚数制限あり)

○申告会場では原則として、ご自身のスマホを使用して確定申告書などを作成していただきます。

○マイナンバーカードをお持ちの人は、カードおよび利用者証明用・署名用の電子証明書の2種類のパスワードが必要となります。

☎海田税務署 ☎823-2131 (代表電話番号)
(税務住民課町民税グループ)

すこくまポイントの奨励金支給申請受付を開始します

令和5年1月から12月に貯めた「すこくまポイント」の奨励金支給申請の受付を開始します。奨励金支給申請をする人は、高齢者支援課で申請手続きを行ってください。

▷受付期間

1月4日(木)~31日(水)まで

※期間外の申請はできませんので、ご注意ください。

所 高齢者支援課

持 すこくまポイントカード、振込先が分かるもの(通帳、キャッシュカード)、印鑑

☎高齢者支援課 ☎820-5605



身体障害者自動車改造費給付をご存じですか

身体障害者自らが所有し運転する自動車の操行装置、駆動装置などの改造に必要な費用を、10万円を限度に助成しています。町ホームページもあわせてご覧ください。

☎1級から4級の上肢、下肢、体幹機能障害の身体障害者手帳をお持ちの人

※過去2年間で制度を利用された人、所得が一定以上ある人は対象外です。

持 ①運転免許証、②自動車検査証、③身体障害者手帳、④印鑑、⑤改造費の見積書

※必ず改造前に申請してください。



☎社会福祉課 ☎820-5635

令和6年度から森林環境税(国税)の賦課徴収が始まります

森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(国税)が創設されました。令和6年度から町・県民税の均等割とともに1人1,000円(年額)が賦課徴収されます。なお、東日本大震災からの復興に関する財源のために平成26年度から町・県民税の均等割に500円ずつ加算されていた措置は令和5年度で終了するため、負担額は変わりません。

区分	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税(国税)	-	1,000円
町民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	2,000円	1,500円
合計	5,500円	5,500円



森林環境税
☎税務住民課町民税グループ
☎820-5603

シルバーリハビリ体操教室情報 いつでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です
 所 地域福祉会館 毎週木曜13:30~14:30 ※1/25のみ学習室
 所 東防災交流センター1・2・3 毎週木曜10:00~11:00
 所 西防災交流センターA 毎週金曜13:30~14:30
 所 西防災交流センターB 毎週火曜13:30~14:30
 所 東ふれあい教室 毎週金曜10:00~11:00
 所 西ふれあい館C 毎週月曜13:30~14:30